平成２７年（フ）第９３号
千葉県山武市森279番地236
債務者　池田　武彦
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９３号
名古屋市西区又穂町１丁目７番地の１　グロリーハイツ206号
債務者　波岡　和弘（旧姓瀧下）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０９１号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字東郷51番地サープラスワン東郷203号
債務者　**籾**山　　章
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
高知市桟橋通２丁目12番23号　帯田ビル４Ｆ
債務者　森田　　隆
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６６号
高知市新本町２丁目12番１号　市住18号
債務者　西岡　慶子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９１号
高知市大津甲1197―２　コーポ山慶205、住民票上の住所高知市役知町７番８号
債務者　濱口　由美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４４号
愛知県田原市白谷町清水68番地
債務者　廣中　順子（旧姓光部）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４７号
愛知県豊橋市牟呂水神町７番地１（Ｂ―202）
債務者　廣田　秀一
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３２８０号
大阪市生野区生野西２丁目２番４号　グランシャトー寺田町　102、前住所大阪市生野区林寺６丁目３番５号　メゾン・ド・フレア101
債務者　山田　美和（旧姓貞森）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０９号
東京都八王子市元横山町３丁目７番４号グロブナーハウス八王子205号
債務者　坂本奈津美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
釧路市新富士町３丁目２番１号
債務者　松澤　大祐
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４５号
釧路市桜ケ岡６丁目４番36号
債務者　金橋　英記
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３０３号
静岡県浜松市東区植松町1466番地の８　サンルームⅡ　106号室
債務者　野田　昌弘
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市二川町字川田65番地の８
債務者　金澤江里子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５４号
熊本県八代市千丁町古閑出47番地１
債務者　園田　道子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部